

利用料一覧表

(訪問介護)

当事業所は特定事業所加算(Ⅱ)の認可事業所となっております。つきましては、サービス提供1回につき基本単位数の10%を加算させて戴きます。

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上1 時間30分未満	1時間30分以 上30分増す毎	
	1. 利用単位	179	268	426	624	90	
	2. サービス利用料金(円)	1,865	2,792	4,438	6,502	937	
	3. 介護保険から の給付金額(円)	9割	1,678	2,512	3,994	5,851	843
		8割	1,492	2,233	3,550	5,201	749
		7割	1,305	1,954	3,106	4,551	655
	4. 自己負担(円) (2-3)	1割	187	280	444	651	94
		2割	373	559	888	1,301	188
		3割	560	838	1,332	1,951	282

生活援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引き続き生活援助を行う場合		
	1. 利用単位	197	242	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+72単位(215単位を限度)		
	2. サービス利用料金(円)	2,052	2,521			
	3. 介護保険から の給付金額(円)	9割	1,846	2,268		
		8割	1,641	2,016		
		7割	1,436	1,764		
	4. 自己負担(円) (2-3)	1割	206	253		
		2割	411	505		
		3割	616	757		

通院等乗降介助	1. 利用単位	107		
	2. サービス利用料金(円)	1,114		
	3. 介護保険から の給付金額(円)	9割	1,002	
		8割	891	
		7割	779	
	4. 自己負担(円) (2-3)	1割	112	
		2割	223	
3割		335		

☆但し、端数処理があります。

☆緊急時訪問介護加算の取扱い

100単位

居宅サービス計画書に位置付けられていない訪問介護(身体介護中心に限る)を利用者またはその家族から要請を受けて24時間以内におこなった場合。

☆初回加算の取扱い

200 単位

- ・ サービス提供責任者が訪問介護利用初回利用月に同行した場合に算定。
- ・ 過去二月にサービスの提供を受けていない場合でサービスの再開月にサービス提供責任者が訪問介護利用時に同行した場合に算定。

☆生活機能向上連携加算の取扱い

(Ⅰ) 100 単位 (Ⅱ) 200 単位

訪問リハビリテーションを行った場合、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が同時に利用者宅を訪問し、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、指定訪問介護を行った場合に算定する。

☆認知症専門ケア加算

(Ⅰ) 1 日につき 3 単位 (Ⅱ) 1 日につき 4 単位

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

☆介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 算定した単位数の 1000 分の 137 に相当する単位

☆介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位

☆介護職員等ベースアップ等支援加算 算定した単位数の 1000 分の 24 に相当する単位

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、訪問介護を行った場合に算定する。(但し、区分支給限度基準額算定対象から除外する)

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・ 早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）：25%
- ・ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

*2 人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

(訪問介護相当サービス)

<サービス利用料金>

☆利用料金は介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆自己負担単位に地域加算 10.42 円をかけた金額が利用料金になります。

訪問介護相当サービスの利用料

	利用回数	算定単位	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
な 回 数 を 定 め る 場 合	一週当たり標準的 週1回程度	1月 1,176	1,226円	2,451円	3,676円
	週2回程度	1月 2,349	2,448円	4,896円	7,343円
	週2回を超える程度	1月 3,727	3,884円	7,767円	11,651円
一 月 当 た り の 回 数 を 定 め る 場 合	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	1回 287	299円	598円	897円
	生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満の場合	1回 179	187円	373円	560円
	生活援助が中心である場合 所要時間45分以上の場合	1回 220	230円	459円	688円
	短時間の身体介護が中心である場合	1回 163	170円	340円	510円

☆初回加算の取扱い

200 単位

- ・ サービス提供責任者が訪問介護相当サービス利用初回利用月に同行した場合に算定。
- ・ 過去二月にサービスの提供を受けていない場合でサービスの再開月にサービス提供責任者が訪問介護相当サービス利用時に同行した場合に算定。

☆生活機能向上連携加算の取扱い

(Ⅰ) 100 単位 (Ⅱ) 200 単位 介護予防

訪問リハビリテーション実施時に、訪問介護相当サービス事業所のサービス提供責任者がリハビリテーション専門職と同時に訪問し、両者の共同による訪問介護相当サービス計画書を作成した場合、算定する。

☆介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の137に相当する単位

☆介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の63に相当する単位

☆介護職員等ベースアップ等支援加算 算定した単位数の1000分の24に相当する単位

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県に届け出た指定訪問介護事業所が訪問介護を行なった場合に算定する。